

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:新エネルギー・産業技術総合開発機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度 平恒地区 飯塚市(穂波支所) 特定鉱害応急工事	九州支部長 中下啓志 福岡県福岡市博多区博多駅前2-19-24	平成21年11月16日	有限会社成建産業 福岡県飯塚市忠隈32-1	緊急を要する場合で競争に付すことができないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	非公表	3,202,500	非公表	-	陥没被害の拡大を防止の観点から、緊急に対策工事の実施が必要なため		13
NEDO本部に係る電気料(10月分)	経理部長 渡邊正明 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成21年11月20日	ダブリュー・ケーシー特定目的会社 東京都千代田区神田神保町1丁目11番地	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	-	3,023,749	-	-	本件は賃借ビルの電気使用量に対する支払であり、供給を行うことが可能な業者が一者であるため		8
郵便料金(10月分)	経理部長 渡邊正明 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成21年11月27日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	-	1,165,673	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)により、一般信書便を扱える事業者が当該契約相手先以外に存在しないため		9
NEDO本部に係る電気料(11月分)	経理部長 渡邊正明 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成21年12月18日	ダブリュー・ケーシー特定目的会社 東京都千代田区神田神保町1丁目11番地	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	-	3,347,479	-	-	本件は賃借ビルの電気使用量に対する支払であり、供給を行うことが可能な業者が一者であるため		8
平成21事業年度独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構会計監査業務	経理部長 渡邊正明 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成21年12月24日	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	本業務は、独立行政法人通則法第40条の規定に基づく、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に係る会計監査業務である。独立行政法人通則法第40条の規定では、独立行政法人の会計監査人は主務大臣が選任することとなり、本規定に基づき、当機構の会計監査人として「あずさ監査法人」が選任された。よって、本業務を遂行できる唯一の相手方であるため、契約の相手方として選定し、随意契約するものである。(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構会計規程第36条第3項)	非公表	40,740,000	非公表	-	独法通則法上、主務大臣が選任することとなり、契約相手方が一に限定されるため		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
NEDO本部に係る電気料(12月分)	経理部長 渡邊正明 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成22年1月22日	ダブリュー・ケーシー特定目的会社 東京都千代田区神田神保町1丁目11番地	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	-	3,187,413	-	-	本件は賃借ビルの電気使用量に対する支払であり、供給を行うことが可能な業者が一者であるため		8
郵便料金(12月分)	経理部長 渡邊正明 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	平成22年1月29日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	契約の性質又は目的から、特定のものでなければ履行できないので、競争を許さないことから、会計規程第36条第3項に該当するため	-	1,045,251	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)により、一般信書便を扱える事業者が当該契約相手先以外に存在しないため		9

注:「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載。その他以下に該当する番号を記載。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>